

国立大学法人東京医科歯科大学減損処理要領

平成18年6月23日
制 定

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号。以下「会計規程」という。）第39条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における減損処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 会計事務統括責任者 | 会計規程第6条に規定する会計事務統括責任者 |
| (2) 経理責任者 | 会計規程第7条に規定する経理責任者 |
| (3) 管理責任者 | 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産管理要項(以下「固定資産管理要項」という。)第8条に規定する管理責任者及び国立大学法人東京医科歯科大学不動産等管理要領第7条の規定による管理責任者 |
| (4) 使用者 | 固定資産管理要項第9条第2項に規定する使用者 |
| (5) 管理担当課 | 固定資産管理要項第11条に規定する管理担当課 |
| (6) 調達担当課 | 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第7条に規定する調達担当課 |

(適用範囲)

第3条 減損処理については、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」及び本学の諸規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(適用除外)

第4条 会計規程第39条の2第1項に規定する別に定めるものとは、次の各号に掲げる要件を全て満たす固定資産とする。

- (1) 「機械及び装置並びにその他の附属設備」、「船舶及び水上運搬具」、「車輛その他の陸上運搬具」、「工具、器具及び備品」又は「無形固定資産（償却資産に限る。）」であること。
- (2) 取得価額が5,000万円未満であること。
- (3) 耐用年数が10年未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる重要性の乏しい固定資産については、本

要領を適用しないことができる。

- (1) 取得価格が300万円未満の器具及び備品
- (2) 帳簿価額が備忘価額であるもの
- (3) 図書
- (4) 特許権等仮勘定
- (5) 收藏品・美術品
- (6) 立木竹

(減損対象資産の一体性の基準)

第5条 土地、建物を除き、複数の固定資産が一体となって使用される場合は、当該固定資産を一体として減損対象資産と判断することができる。

2 前項の一体として判断する基準は、以下のいずれかによるものとする。

- (1) その使用において、対象資産が他の資産と補完的な関係を有すること。
- (2) 通常他の資産と同一目的のために同時または時間的に近接して使用がなされることが想定されること。

(財産管理計画)

第6条 管理担当課は、固定資産を取得又は借用した場合において、当該資産が本要領の規定の適用を受けるものであるときは、管理責任者に当該固定資産の利用に関する計画(以下「財産管理計画」という。)の作成を依頼するものとする。

- 2 管理責任者は、前項の規定による依頼を受けたときは、財産管理計画を作成し、管理担当課に提出するものとする。
- 3 使用者は、管理責任者が行う財産管理計画の作成に協力しなければならない。
- 4 前3項の規定は、固定資産を再使用するときについて準用する。

(固定資産の利用状況の把握)

第7条 管理責任者又は使用者は、固定資産の現状を常に把握し、利用状況を記録しておかねばならない。

(減損の兆候)

第8条 会計事務統括責任者は、毎事業年度末に固定資産の減損の兆候に関する調査を管理責任者に行わせるものとする。この場合において、管理責任者は、その調査の結果を会計事務統括責任者に報告しなければならない。

- 2 使用者は、管理責任者が行う前項の調査に協力しなければならない。
- 3 管理責任者は、自らが管理する固定資産に減損の兆候と思われる事実が生じた場合には、その都度、会計事務統括責任者に報告しなければならない。
- 4 使用者は、自らが使用する固定資産に減損の兆候と思われる事実が生じた場合には、その都度、管理責任者に報告しなければならない。
- 5 管理責任者は、必要に応じ、固定資産の市場価格等に関する調査を経理責任者に依頼するものとする。

- 6 経理責任者は、前項の調査の結果を管理責任者に報告しなければならない。
- 7 会計事務統括責任者は、第1項又は第3項の規定による報告があった場合には、固定資産の減損の兆候の有無を判定しなければならない。
- 8 減損の兆候の有無の判定基準は、別に定める。
- 9 会計事務統括責任者は、第7項の規定により固定資産に減損の兆候があると判定した場合には、学長に報告しなければならない。

(減損の認識)

- 第9条 学長は、前条第9項の規定により報告を受けたときは、減損の認識の判定をしなければならない。
- 2 減損の認識の判定の基準は、別に定める。
 - 3 学長は、第1項の判定の結果を、会計事務統括責任者を経て、当該固定資産を所管する経理責任者に通知するものとする。

(減損額の測定)

- 第10条 経理責任者は、前条第3項の規定により、減損が認識された旨の通知を受けたときは、自ら又は調達担当課に命じて、当該固定資産について減損額を算出し、帳簿価額を減額しなければならない。

(減損処理後の会計処理)

- 第11条 管理担当課は、減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。
- 2 管理担当課は、固定資産の用途変更等があったときは、必要に応じ、耐用年数や残存価格を見直すものとする。
 - 3 減損の戻入は、行ってはならない。

(雑則)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、減損処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年6月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年8月11日制定)

この要領は、平成27年8月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。